

# みやこ町公共下水道排水設備工事責任技術者登録申請要領

## 1 登録資格

令和7年度の下水道排水設備工事責任技術者試験に合格した者、下水道排水設備工事責任技術者更新講習を受講した者及び県内の公共団体において登録を受けている者

次のいずれかに該当する者を除く

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を経過しない者
- (3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

## 2 受付期間及び場所

令和8年1月26日（月）～令和8年2月6日（金）

土日祝日を除く8時30分～17時00分

みやこ町役場上下水道課

## 3 提出書類 ※この順番で提出すること

- (1) 責任技術者登録申請書（様式第5号）
- (2) 本人の住民票（コピー不可）
- (3) 写真（最近3月以内に撮影した上半身、無帽、無背景のもので、縦3.0cm×横2.4cm）2枚…うち1枚は上欄に貼付する
- (4) 身分証明書（コピー不可）

※市区町村で発行したもの

- (5) 責任技術者証の写し

※更新のかたのみ。

なお、写しには原本に相違ない旨の但し書きと押印をお願いします

- (6) 当該年度の責任技術者試験の合格証の写し、又は更新講習の修了証の写し
- (7) 誓約書（様式第6号）：次の各号のいずれにも該当しないことを誓約する
  - ①破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ②責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を経過しない者
  - ③精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

## 4 審査手数料 新規 ¥3,000円（申請後に納付書を作成、納付後領収書を持参） 更新 ¥2,000円（別紙により納付の上、領収書を申請時に持参）

## 5 審査結果の通知 郵送で通知（電話での問合せには応じません）

## 6 責任技術者証の交付日 令和8年3月16日（月）～令和8年3月27日（金）

様式第5号（第6条、第7条関係）

令和 年 月 日

責任技術者登録申請書

(新規・更新)

みやこ町長 様

次のとおり、責任技術者の登録を申請いたします。

申 請 者	ふりがな		写 真
	氏名		
	生年月日	年 月 日生	
	住所	郵便番号(—)	
	電話番号	( )	
	登録番号 (更新者のみ)		
	選任勤務先	指定(登録)番号 指定工事店名(商号)及び所在地 電話番号 ( )	

様式第6号（第6条関係）

誓 約 書

公共下水道排水設備工事責任技術者申請者は、みやこ町公共下水道条例第12条第2項第1号、第2号及び第3号に該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

みやこ町長 様

申 請 者

住 所

氏 名

(印)

電話番号

( )

## みやこ町公共下水道条例（抜粋）

### （責任技術者の登録の資格）

第12条 責任技術者認定試験に合格した者は、責任技術者の登録を受ける資格を有するものとする。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 第4項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を経過しない者
- (3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に當むに當たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたときは、町長にその旨を届け出るものとする。

4 町長は、責任技術者の登録を受けている者が、この条例に違反したときは、その責任技術者の登録を取り消し、又は1年を超えない範囲内において、登録の効力を停止することができる。